大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第84号)

令和5年2月28日

大津市情報公開‧個人情報保護審査会

# 答 申

# 第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報部分開示決定において不開示と した部分のうち、別記に掲げる部分を開示すべきである。

# 第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和3年12月23日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

「○○年度に○○が行った公益目的通報(不利益取り扱いの該当性に係る調査を含む)に関わり、大津市教育委員会(教育長を含む)からコンプライアンス推進室において提出を受けた保有個人情報の全て。大津市公正職務審査委員会(以下「審査委員会」という。)宛に提出された文書を含む。」

#### 2 実施機関の決定

令和4年1月7日、実施機関は、〇〇年〇〇月〇〇日付け文書「公益目的通報による不利益 取扱いの該当性に係る調査についての回答(回答)」及び添付資料を本件開示請求に係る保有 個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)として特定し、条例第22条第1項の規定に基 づき、保有個人情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

#### 3 審査請求

令和4年2月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定 に基づき、審査請求を行った。

#### 第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件保有個人情報のうち、別紙・資料2の黒塗り部分(以下「本件不開示部分」という。)及び〇〇年度に審査請求人が行った公益目的通報に関わり、大津市教育委員会(教育長を含む)からコンプライアンス推進室において提出を受けた保有個人情報の全て(審査委員会に提出された文書を含む。)の開示を求める。

#### 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 本件不開示部分について、実施機関は、「これを開示してしまうと、今後の当委員会の調査に おいて資料提出を拒まれるなど、調査協力を得られなくなるおそれがあり、そのことにより今 後の調査審議に支障が生じるおそれがあるため。」などと示している。しかしながら、開示され た文書には、審査請求人に関しての赤裸々な記述が含まれている。このような誹謗中傷及び人 格否定の内容が開示できるのであれば、その他の黒塗り部分についても開示できると考える。
- 2 本件開示請求に係る保有個人情報のうち、不利益取扱いに係る文書については部分開示され

たものの、〇〇年度に審査請求人が行った公益目的通報に関わり、大津市教育委員会からコンプライアンス推進室において提出を受けた保有個人情報は不存在であるとの説明を受けた。

- 3 当該通報内容の調査として、○○年の○○月初旬ごろ、当時のコンプライアンス推進室長から資料作成を依頼されたため、時系列で整理したハラスメント事象を提出したところであるが、結果的に当該資料は参考とされるだけであり、全く反映されていなかった。このことを不審に思い、審査委員会の審議経過について、当時のコンプライアンス推進室の職員に確認したところ、当方に係る案件については、○○年度、審査委員会において、計8回の審議がなされており、そのうちの6回は公益目的通報に関わる案件として審議されたとのことであった。
- 4 当方においては、公益目的通報に係る文書のほか、別途資料や参考資料など沢山の書類を提出しているにも関わらず、大津市教育委員会(教育長を含む)からコンプライアンス推進室に提出された書類が不存在(1枚もない)と主張されるのであれば、どのようにして6回の審査が行われて、当該通報事案が決定されたのか、甚だ疑問である。
- 5 弁明書においては、不開示とした部分は、「今後の委員会の調査において資料提供が拒まれるなど、調査協力を得られなくなるおそれがあり、また、そのことにより今後の委員会の調査審議に支障が出るおそれがあるため。」などとされている。今般、部分開示された回答書は、審査委員会に提出する以前に、大津市教育委員会事務局にとって都合の悪い部分を恣意的に「白抜き」や「黒塗り」がなされており、審査委員会における公正・公平な判断がなされたと思わない。そして、このような「白抜き」や「黒塗り」がなされておれば、今後の教育委員会の調査審議に支障が生じるおそれなどないはずである。
- 6 審査請求人を誹謗中傷又は人権を侵害する発言が赤裸々に記載されており、このような表現 を開示できるのであれば、不開示にされる部分などあり得ないと思う。
- 7 審査請求人が行った公益目的通報の調査審議においては、「委員会が執行機関に資料提出を 求めなくても法令違反等の有無について判断することが可能な場合もあることから、必ずしも 執行機関への照会が必要というわけではない。」と弁明書には書かれているが、そのような理由 であるのならば、審査委員会は当該公益目的通報について、所属長の行為が、業務の適正な範囲 内であるとの判断ができるはずがない。

### 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人が○○年度に行った公益目的通報及び不利益取扱いに係る申出については、○○年度に計8回にわたり審査委員会で調査審議が行われたが、その過程において審査委員会が大津市教育委員会へ資料提出を求めたのは、当該申出に関し○○年○○月○○日付けで公益目的通報による不利益取扱いの該当性に係る調査として照会した1件だけであったため、これに対する大津市教育委員会からの回答を審査請求人に部分開示したものである。
- 2 部分開示した文書のうち、不開示とした部分は、大津市教育委員会の人事管理(開示請求者以外の個人に関する情報を含む。)や個人の評価等に関する不開示情報であり、そもそも開示することができない上、これを開示すると、今後の審査委員会の調査において資料提出を拒まれるなど、調査協力を得られなくおそれがあり、また、そのことにより今後の審査委員会の調査審議

に支障が出るおそれがあるため、不開示としたものである。

3 なお、公益目的通報の調査審議においては、審査委員会が執行機関に資料提出を求めなくても法令違反等の有無について判断することが可能な場合もあることから、必ずしも執行機関への照会が必要というわけではない。本件通報についても、審査委員会が審査請求人から提出された資料に基づき法令違反等の有無の決定を行うことが可能であったため、執行機関に資料提出を求めていない。したがって、審査請求人が開示を求めている公益目的通報に関して大津市教育委員会からコンプライアンス推進室ないし審査委員会に提出されたとする文書は、実施機関で保有しておらず、不存在である。

## 第6 審査会の判断理由

1 本件開示請求について

実施機関は、本件保有個人情報の一部について、条例第18条各号に掲げる不開示情報に該 当することを理由に不開示とした。

審査請求人は、実施機関が本件保有個人情報の一部を不開示としたこと及び〇〇年度に審査 請求人が行った公益目的通報に関わり、大津市教育委員会からコンプライアンス推進室におい て提出を受けた保有個人情報が存在しないことを不服として、その開示を求めている。

本件保有個人情報には、〇〇年〇〇月〇〇日付けの「公益目的通報による不利益取扱いの該当性に係る調査についての回答(回答)」との題名が付された文書が2種類含まれており、それぞれに別紙及び資料2と付した文書が添付されている。審査請求人によると、審査請求の趣旨は、これらのうち大津市教育委員会教育長名で発した文書に添付されているものについて不開示部分の開示を求めるものであるとのことであるから、以下検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

実施機関は、本件不開示部分について、大津市教育委員会の人事管理及び個人の評価等に関する情報であって、条例第18条第2号、第7号工及び第8号に掲げる不開示情報に該当し、開示することにより今後の審査委員会の調査において協力を得られなくなるおそれがあり、そのことにより今後の調査審議に支障が生じるおそれがあることから条例第18条第6号の不開示理由に該当すると説明する。

(1) 別紙の不開示部分について

別紙は、大津市教育委員会教育長が〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で審査委員会委員 長に発した回答文に添付されたものであり、審査請求人によりなされた不利益取扱いに係る申 出事項に対する反証が記載されている。

当審査会で内容を見分したところ、不開示部分には業務における審査請求人の状態及び人事異動についての検討内容が記載されていることが認められた。

このうち、業務における審査請求人の状態に関する部分は、審査請求人の置かれた状況について、審査請求人以外の第三者により記述されたものである。

条例第18条第7号本文は、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政 法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 については開示しないことができると規定しており、通常、このような内容が、他者に明らかにされた場合、今後、同種の事務を行う際に、文書作成者が率直な記述を躊躇するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。しかしながら、本件処分においては、審査請求人の置かれた状況について、当該不開示部分と類似した情報が既に開示されていることに鑑みると、開示することにより大津市教育委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

不開示部分のうち、人事異動についての検討内容に関する部分は、審査請求人の人事異動について検討した経過が記載されている。条例第18条第7号エでは、同号本文に該当するものとして、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障に及ぼすおそれ」があるものを例示的に掲げている。当該不開示部分は、審査請求人の人事異動に関する意思形成過程に係る情報であって、通常は、本人に開示されないことを前提に検討や意見交換等が行われているものと考えられる。したがって、開示することにより大津市教育委員会の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

# (2) 資料2の不開示部分について

資料 2 は別紙の資料として添付されたものであり、「 $\bigcirc\bigcirc$ 年 $\bigcirc\bigcirc$ 月 $\bigcirc\bigcirc$ 日( $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ) 1 0 時から 開催の教育委員会 $\bigcirc\bigcirc$ 月定例会の議事録(抄)」との題名が付されている。

実施機関は、別紙と同様の理由で、その一部を不開示とした。

当審査会で内容を見分したところ、不開示部分には業務における審査請求人の状態及び審査請求人の人事異動についての検討内容が記載されていることが認められた。

このうち、業務における審査請求人の状態に関する部分は、別紙の不開示部分と同じ趣旨であり、開示することにより大津市教育委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、人事異動についての検討内容に関する部分は上記(1)と同じ理由で、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

#### (3)条例第18条第6号該当性について

条例第18条第6号は、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

実施機関は、本件不開示部分を開示することにより、今後の審査委員会の調査において協力を得られなくなり、そのことにより今後の調査審議に支障が生じるおそれがあることから条例第18条第6号の不開示理由に該当すると主張するが、同号は、開示することで、外部からの圧力や干渉等により、市等の内部又は相互間の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合について規定しているのであるところ、今後、審査委員会に対する調査協力を得られるか否かという点については、圧力や干渉を受けることや意思決定の中立性の問題でないことから、同号該当性は問題とならない。

しかしながら、本件不開示部分は、市の機関である教育委員会内部における審議、検討又は協

議に関する情報であることから、条例第18条第6号該当性について改めて検討する。

資料2は、非公開で行われた大津市教育委員会の会議の議事録であり、別紙は、資料2等の内容を基に作成されたものである。本件不開示部分は、人事管理における意思形成過程に係る情報であって、通常は、本人に開示されないことを前提に検討や意見交換等が行われているものと考えられる。したがって、開示することにより、今後、大津市教育委員会の同種の会議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。ただし、審査請求人の置かれた状況については類似した情報が既に開示されていることに鑑みると、開示することにより上記のおそれが生じるとは認められない。

## 3 公益目的通報に係る保有個人情報の存否について

審査請求人による公益目的通報に係る調査審議のために、審査委員会が大津市教育委員会から提出を受けた保有個人情報が存在しないことについて、実施機関は、審査請求人から提出された資料に基づき法令違反等の有無の決定を行うことが可能であったため、当該保有個人情報を取得する必要がなかったと説明する。

当審査会で当該公益目的通報に係る審査委員会の会議録を見分したところ、調査審議の過程において大津市教育委員会への資料提出の求めや、提出された資料に基づく審議についての記載はなく、当該保有個人情報を取得しておらず保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

#### 4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 3月16日	諮問書の受理
令和4年 8月 4日	実施機関からの事情聴取
	審査請求人の意見陳述
	審議
令和4年 9月 6日	審議
令和4年10月 3日	審議
令和4年12月19日	審議
令和5年 1月24日	審議
令和5年 2月21日	審議
令和5年 2月28日	答申

# 別記

右上に別紙と記載された文書の2頁の不開示部分及び右上に<u>資料2</u>と記載された文書の2頁の不開示部分